

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年1月14日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.81】

ずさん極まりない東労組の金銭管理は私物化の象徴だ！

松崎氏によれば、沖縄の別荘を購入した資金は、同氏のポーランドへの5,000万円もの寄附を補填してくれた仲間のカンパを東労組の口座で預かってもらっていたものだという事だが、常人には理解し難い説明だ。引き続き「週刊現代裁判」での主尋問における松崎氏の証言を紹介する。別荘の代金支払いの手続きに関して、以下の通り説明している。

(原告代理人)ところで、この今帰仁の不動産の代金は、あなたの口座からは支払われていないということなんですが、支払いは自分でやったんですか。(松崎)支払いは…。(代理人)具体的な支払いの手續です。振り込みとか持って行くとか。(松崎)それは、確か城南信用金庫というところに入れたり…。(代理人)誰かに手伝ってもらったということはあるんですか。(松崎)これは手伝ってもらいました、はい。(代理人)地元沖縄ではどうだったの。沖縄の業者に払いますよね。代金なんかは、これは誰に手伝ってもらったんですか。(松崎)沖縄の業者に払うのは、沖縄出身のTMさんという私の秘書兼ドライバーの方がいますので、大変な財産持ちの方ですから、その方からやっていただきました。-(中略)-(代理人)先ほど言われた補填をしてもらったお金、これはJR東労組の預金口座に預けられていたということなんですが。(松崎)そうだと思います。(代理人)そこから振り込んでもらったということですか。(松崎)はい。

先にみた松崎氏が原告となっている国家賠償請求訴訟の「6・24判決」の「原告の主張」の部分には、以下の通り、同趣旨の説明が記載されている。

4 争点についての当事者の主張

(1) 争点(1)ア(本件各搜索差押えにおける原告の嫌疑の有無)について

ア 原告の主張

(ウ) -(前略)- そもそも、TMは、原告の秘書的な役割を果たしている人物であり、TMは、原告から託された資金をもって本件土地建物の購入代金を支払ったものであるし、JR東労組からの支払は、多くの同僚が原告にカンパをした金員を一時的にJR東労組の預金口座に預け入れていたものであって、原告の所有に属する。

一時的に預け入れたカンパがなぜ定期預金に入っているのか！

しかし、松崎氏の秘書役であるTM氏が、託された資金をもって手続きをしていたとしても、「No.77」でみた通り、東労組名義の定期預金の元利金を原資とする小切手などから支払いがされていた事実などから、「一時的に預け入れたカンパ」から支払ったものとはとても信用できない。「6・24判決」は、この点について次のように判示し、明確に疑問を呈している。ずさん極まりない金銭管理は、松崎氏による東労組の私物化の象徴であるといえる。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)ア(本件各搜索差押えにおける原告の嫌疑の有無)について

(2) -(前略)- また、原告は、本件土地の購入代金の原資の一部となったJR東労組の預金は、同僚からのカンパを一時的に預け入れたものであると主張するが、そのような一時的な預け入れが定期預金によりなされるとは通常考え難く、...(後略)。